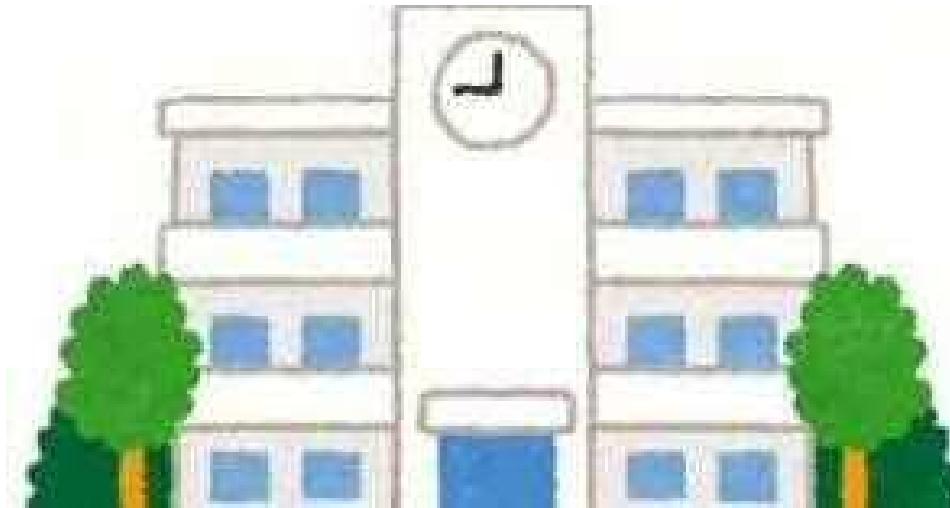


新潟市立学校園



子どもたちの笑顔のために (ガイドライン改訂版R2.8.19)



新潟市教育委員会

はじめに



それぞれの学校園で子どもたちはどのように過ごしていますか。

友達や先生と会えた嬉しさや、共に過ごすことができる喜びを感じている子どもたちが大勢います。それは、教職員の皆さんのが、ガイドラインにそった教育活動をきめ細やかに行ってくださっているおかげです。心より感謝申し上げます。

反面、普段の授業だけでなく、休み時間の過ごし方や部活動、学校行事など、これまでとは違った取組を行うことに対して、不安を感じている子どももいることでしょう。

これまで取り組んできた感染予防対策を継続するとともに、さまざまな制限がある中で、どうすればより充実した学びを行うことができるのかを考えていきましょう。

なお、このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の状況により、随時更新する必要があることをご理解ください。

ガイドライン改訂の趣旨



学校生活をより充実させるために、今後は次の4つを重点に取り組みます。

① 感染予防対策の徹底

・「3つの条件」が同時に重なる場を徹底的に回避

* 他学年・他学級との接触の機会においては、特に留意が必要

② 引き続き子どもたちをよく「みる」こと

③ 子どもの心身のケア

→ 差別や偏見を絶対にしない・させない

④ 未学習内容の確実な実施

この重点に基づき、各学校園で**徹底**していただきたいこと、**配慮**していただきたいこと、**留意**していただきたいことを、具体的に示したのが本ガイドラインです。これらを学校の規模、実態に即して咀嚼し、学校なりの**工夫**を加え、自校化してください。

感染予防対策をこれまで通り継続しつつ、子どもたちがより安心して学校生活を送ることができるよう、全教職員一丸となって取り組みましょう。

なお、改訂したシートの該当部分には **NEW** がついています。また、新たに加えたシートは、標題の背景に **NEW** をつけています。

目 次



I 感染症対策編

- 1 新型コロナウイルスへの正しい理解
- 3 出席停止
- 5 感染した場合、濃厚接触者に特定された場合

- 2 学校園における感染症対策
- 4 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応

II 教育活動編

- 1 各種集会等
- 3 スタートカリキュラム
- 5 未学習内容の扱い
- 7 休み時間
- 9 感染者・濃厚接触者への偏見・差別
- 11 運動会・体育祭
- 13 健康診断の実施
- 15 校時表、時程の弾力的運用
- 17 転入児童生徒等への対応
- 19 新型コロナウイルス感染症対策のために不安で学校に登校できない児童生徒等に対する家庭学習
- 20 教職員向けのコンテンツ

- 2 新たな学級開き
- 4 子どもをよく「みる」
- 6 子どもの学習意欲を喚起する授業
- 8 部活動・対外試合
- 10 宿泊を要する修学旅行・学校行事
- 12 校外学習
- 14 年間予定の見直し
- 16 海外からの児童生徒等への対応
- 18 家庭・地域への発信・不安解消
- 21 教育実習等の受け入れ

III 地域と学校パートナーシップ事業・子どもふれあいスクール・学校開放

- 1 地域と学校パートナーシップ事業
- 2 子どもふれあいスクール
- 3 学校開放

IV 放課後児童クラブとの連携・協力

- 1 3つの条件を生まない環境づくり

- 2 連携・協力の手順

I

感染症対策編

1 新型コロナウイルスへの正しい理解



- ・ 新型コロナウイルスは、新しいウイルスのため、検査に時間がかかり、ワクチンや治療薬も開発されていません。また潜伏期間が長く感染力が強いです。そのために社会的に対応が難しくなっています。
- ・ しかし、飛沫や接触でうつる感染症という点では、風邪やインフルエンザと同じです。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況です。
- ・ 新型コロナウイルスを正しく理解して、感染者や濃厚接触者やその家族、医療従事者らに対し、偏見、差別につながる行為がないようにしなければなりません。
- ・ 感染症を予防するには、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、抵抗力を高めることです。正確な情報や科学的根拠に基づいた情報や行動を伝えるなどし、偏見や差別が生じないよう適切な指導をお願いします。

(文部科学省 改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引(追補版)「感染症の予防」、
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議提言 から一部引用)

2 学校園における感染症対策



1 基本の考え方

R2.8.19更新



「3密」と「大声」の環境においては、「飛沫感染」や「接触感染」に加えて、「マイクロ飛沫感染」が起こりやすいものと考えられている。

このことから、3つの密が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、できる限りそれぞれの密を避けることが望ましい。学校においても、「3密」と「大声」に注意することが必要である。

2 学校園における感染症対策



R2.8.19更新

2 新しい生活様式の実践例

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、厚生労働省より「新しい生活様式」が公表されました。学校においては、これらの実践例を参考に、可能な限りの感染症対策を実施されるようお願いします。

(1)一人ひとりの基本的感染対策

NEW

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をすると、人の間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったまます手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

2 学校園における感染症対策



(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

NEW

R2.8.19更新

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



学校生活においては、休み時間や登下校など教職員の目の届かない所での児童生徒等の行動が大きな感染リスクとなる。児童生徒等が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるように、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料（文部科学省HP掲載）を活用して感染症対策に関する指導を行う。

2 学校園における感染症対策



R2.8.19更新

3 感染症対策について

(1) 感染源を断つこと

NEW

- ①発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底
・発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養することを徹底する。

※「発熱等の風邪の症状」…体温37.0°C以上^{*1}・咳・のどの痛み・だるさ・
息苦しい等の症状がある場合

* 1 新型コロナウイルス感染症の特徴として、罹患しても軽症で経過する例が多いことが報告されており、微熱も「発熱等の風邪の症状」の一つに捉えられることから、「37.5°C以上」としていた家庭で休養させる目安を「37.0°C以上」に変更する。なお、平熱が高い等、個別の対応が必要な場合は、保護者にかかりつけ医に相談してもらったり、学校医に相談したりするなどして適切に対応する。

- ・上記の症状を目安とするが、上記に挙げた症状以外にも風邪の症状と認められる場合については、これと同様の対応とする。

2 学校園における感染症対策



(「①発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底」の続き) R2.8.19更新

- ・発熱や風邪の症状がある場合は、家庭で休養させるよう、保護者に周知する。
- ・毎朝、登校前に「検温」及び「風邪症状」や「お子さんの様子」について、健康観察表への記入を行うよう保護者に依頼する。
- ・健康観察表は【別紙更新様式】を参考に作成し、活用する。 NEW
- ・感染レベル3及びレベル2の状況では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようする。その場合は、保護者の理解と協力を得ること。

*なお、今後、感染状況がレベル3及びレベル2に相当する状況となった場合には、教育委員会より通知する。感染レベルの詳細については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.8.6Ver.3)」(文部科学省) P10～12を参照のこと。

2 学校園における感染症対策



R2.8.19更新

②登校時、学校での健康状態の把握

- ・児童生徒等は、毎日、健康観察表を学校に持参し、学級担任等が確認する。
- ・登校前に検温できなかった児童生徒等については、教室に入る前に、指定の場所(職員室等)に来室するよう指導し、検温及び健康状態を確認する。
- ・感染レベル3及びレベル2の状況では、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようお願いする。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態(同居の家族の健康状態も含む)の把握を、教室に入る前に行うようにする。

NEW

2 学校園における感染症対策



R2.8.19更新

③登校後に発熱等の風邪の症状が見られた場合

- ・発熱等の風邪の症状がみられる場合には、保護者に連絡し、安全に帰宅させ、家庭で休養させる。
- ・症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。
- ・必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。
- ・保護者の来校まで学校にとどまる場合等は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。

NEW

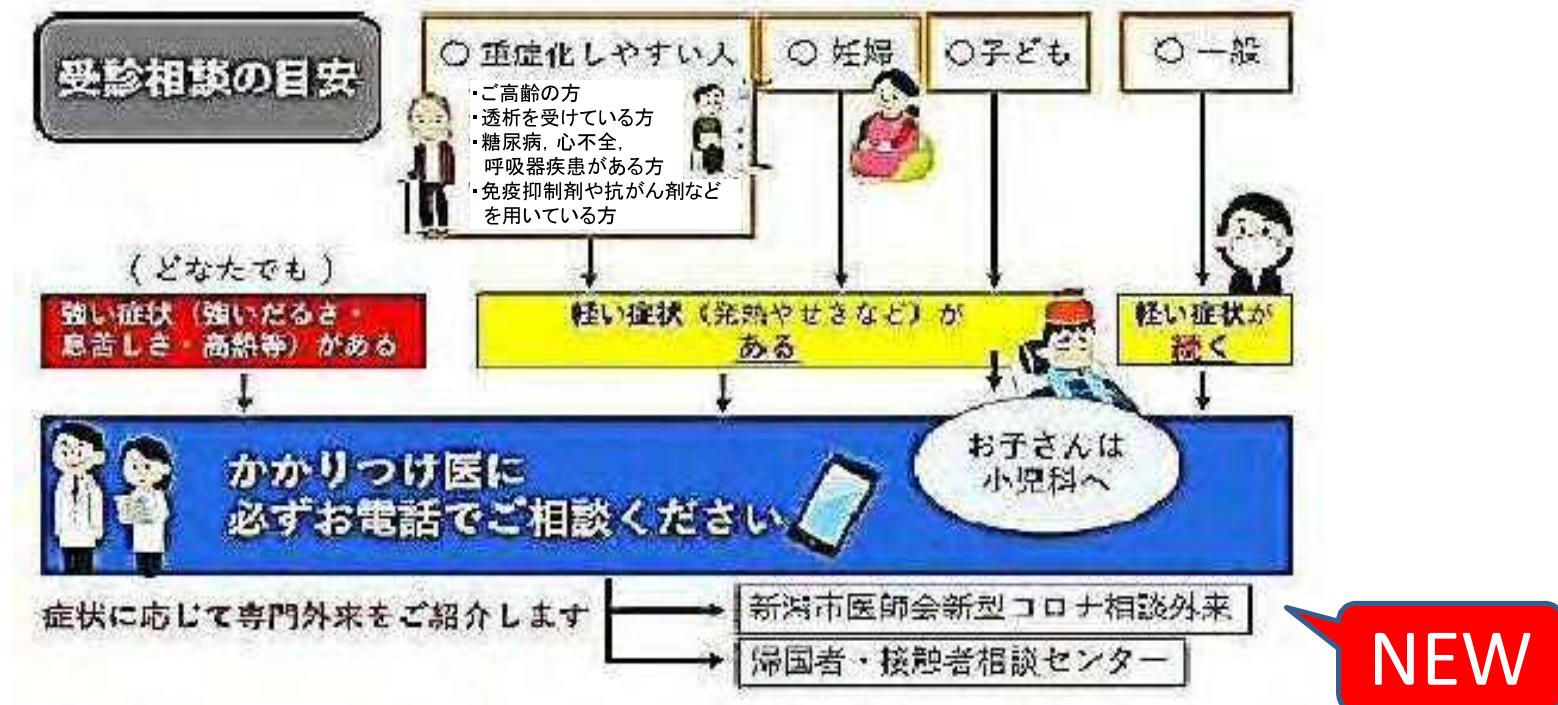


2 学校園における感染症対策

R2.8.19更新

④ 受診相談の目安

(新潟市ホームページより)



帰国者・接触者相談センター

☎ 025-212-8194 [9時～17時(土日祝日受付)]

【聴覚に障害がある人は】FAX 025-246-5672

厚生労働省電話相談窓口

☎ 0120-565653 [9時～21時(土日祝日受付)]

【聴覚に障害がある人は】FAX 03-3595-2756



(2) 感染経路を断つこと

R2.8.19更新

感染経路を断つためには 【手洗い, 咳エチケット, 清掃・消毒】 が大切

① 手洗い

- ・接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口ができるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底する。
- ・登校したら、まず手洗いを行うよう指導する。
- ・外から教室等に入る時やトイレの後、給食(昼食)の前後など、こまめに手を洗う。
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は、共用しないよう指導する。
- ・手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いる。基本的には、流水と石けんでの手洗いを指導すること。
- ・これらの取組は、児童生徒のみならず、教職員や、学校出入りする関係者の間でも徹底されるようにする。

2 学校園における感染症対策



②咳エチケット



「3つの咳エチケット」首相官邸・厚生労働省



③清掃・消毒

R2.8.19更新

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することが重要である。

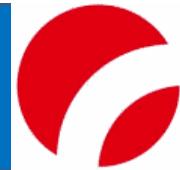
◎消毒は、通常の清掃活動の中にポイントを絞って取り入れる。

- ・大勢がよく手を触れる箇所を消毒する。(詳細は後述の「1)普段の清掃・消毒のポイント」を参照)
- ・通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。

※清掃活動とは別に特別な消毒作業を行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要とする。

2 学校園における感染症対策

NEW



R2.8.19更新

1) 普段の清掃・消毒のポイント

- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業は必要ない。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ない。
- ・大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は1日1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。
- ・トイレや手洗い場は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用的都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導する。

2 学校園における感染症対策

NEW



R2.8.19更新

2) 消毒の方法等について

・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する。

※経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、有効性や使用方法を確認し使用すること。

・学校薬剤師等と連携すること。

・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨しない。

・消毒作業中に、目・鼻・口・傷口などを触らないようにする。

・換気を十分に行う。

2 学校園における感染症対策



(参考) 新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましよう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゾンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミンオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ 塩化ベンゼトニウム
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05～0.1%濃度の界面活性剤原液を用いて殺滅活性を、ワイルスの表面を除去することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/oisirase/detergentlist.html>

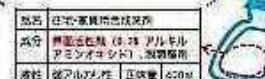
※ これ以外の界面活性剤についても効率がある可能性があり、さらに検証を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストを NITEウェブサイトで公開しています（随時更新）
<https://www.nite.go.jp/information/oisirasedetergentlist.html>

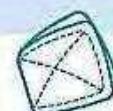
- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※ 製品本体の成分名は製造元によって表示されているため、商品名などと異なる場合には、ウェブサイトのリストと製品本体の表示が一致しないことがあります。

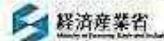


使用上の注意を守って、正しく使いましょう。

- 身近なものの消毒には、台所専用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月26日現在の状況に基づいて作成されたものです。随時修正されます。



nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 国立評議会技術基盤機構

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

台所用洗剤を使って
代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する
場合は、製品に記載された使用方
法どおりに使用してください。

(1)洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、
台所用洗剤を小さじ1杯（5g）入れて軽く
混ぜ合わせる。
（食器洗い専用洗剤ではなく、スポンジなどにつ
けて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われてい
るかも確認しましょう。）



(2)対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作つ
た溶液をしみこませて、液が垂れないよう
に絞る。汚れやウイルスを広げないように、
一方向にしっかりと拭き取るようにする。



(3)水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たつたら、キッ
テンペーパーや布などで水拭きして洗剤を
拭き取る。特に、プラスチック部分は放置
すると傷むことがありますので必ず水拭きする。

(4)乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレー・ボトルでの装備は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、給糞など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。
必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 節芸面（家具、ラッカーペイント部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質
(布製カーテン、木、金属など)には使わないでください（シミになるおそれがあります）。



R2.8.19更新

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスのとれた食事」を心がけるよう指導する。

児童生徒へ指導する際は、5月8日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する指導資料」を積極的に活用し、最新の知見に基づき、感染症対策に取り組むよう指導する。

2 学校園における感染症対策



(4) 集団感染のリスクへの対応

R2.8.19更新

①換気の徹底

NEW

- ・気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候、天候、教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師と相談する。
- ・エアコン使用時においても換気は必要であるため、窓や扉を少しずつ開けるなどして空気の流れを作りながら使用する。
- ・休み時間ごとに、5~10分程度、窓や出入り口を広く開け換気をする。
- ・換気扇がある場合は、常時使用する。
- ・体育館のような広く天井の高い部屋であっても換気に努める。

2 学校園における感染症対策



②身体的距離の確保

R2.8.19更新

- ・学級内では最大限の間隔をとるように座席配置を取る。
※レベル1の状況では、施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことにより「3密」を避けるよう努める。

NEW

- 【レベル3・レベル2の状況のとき】
- ・児童生徒の間隔を可能な限り(最低1メートル)確保するように座席配置を取る。
 - ・学校の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を2つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせて、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となる。
※それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応する。

2 学校園における感染症対策



③マスクの着用について

R2.8.19更新

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうことから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒及び教職員は、**身体的距離が十分とれないときはマスクを着用する。**ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はない。

ア 十分な身体的距離が確保できる場合

NEW

イ 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日の場合

- ・マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させる。
- ・マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応する。
- ・児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけにかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

2 学校園における感染症対策



(「③マスクの着用について」の続き)

ウ 体育の授業や運動部活動の場合

※換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をする。

エ 登下校時、人と十分な距離を確保できる場合（「⑥登下校時」を参照）

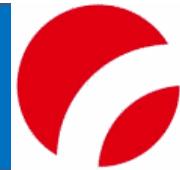
○なお、接触過敏、不織布や綿への過敏症、呼吸器疾患、障がい等がある児童生徒については、実態に応じて指導する。

【マスクの取り扱いについて】

- ・マスクを外す際には、ゴムやひもをつまみ、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れずに外すよう指導する。
- ・外したマスクは、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つよう指導する。
- ・マスクを廃棄する際は、マスクの表面には触れずに外し、ビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄する。

2 学校園における感染症対策

NEW



(参照)「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

R2.8.19更新

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

環境省・厚生労働省リーフレット参照

2 学校園における感染症対策



④給食時

1) 共通事項

- ・配膳・片付けで並ぶ際はマスクを着用し、十分な間隔を空ける。また、グループに分けて配膳する等、多人数で並ぶことがないよう配慮する。

2 学校園における感染症対策



2) 自校方式・給食センター方式

R2.8.19更新

○給食の配膳・片付け時の留意点

- ・給食当番は、「学校給食衛生管理基準」に基づいた健康チェックや衛生管理を徹底する。(配食を行う教職員も同様とする。)
- ・給食当番はもとより、児童生徒等全員が配膳前の手洗いを徹底し清潔を保つ。
- ・可能な限りおかわりがないように盛り切る。

○給食時の飛沫感染を防ぐための留意点

- (例)
- ・机を向かい合わせにすることはせず、全員が黒板の方に向いて食べる。
 - ・**大声での会話を控える。** NEW
 - ・教室内の換気を適宜行う。

2 学校園における感染症対策



R2.8.19更新

3)スクールランチ方式

○ランチルームの留意点

- ・ランチルームに入る前の手洗いを徹底する。
- ・食べる際はランチルーム内の換気を行う。
- ・スペースに余裕を持たせるため、ランチルームに近い教室等も利用し、人数を分散させて向かい合わせを避ける等の工夫をする。
- ・大声での会話を控える。

NEW

2 学校園における感染症対策



R2.8.19更新

○ボックスの留意点

- ・ボックスを取りに行く前の手洗いを徹底する。
- ・ボックスを取りに行く際は、学年別に分散させるなどし、密集を避ける。
- ・弁当持参の場合も食べる前の手洗いを徹底する。
- ・机を向かい合わせにすることはせず、全員が黒板の方を向いて食べる。
- ・大声での会話を控える。 NEW
- ・教室内の換気を適宜行う。

2 学校園における感染症対策



4)学校給食について

○学校給食の内容

- ・通常どおりの学校給食を提供する。
- ・「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うことを徹底する。
- ・配膳の過程での感染防止の観点から、通常どおりの給食の実施に困難がある場合、品数の少ない献立等で工夫し、適切な栄養摂取ができるようにして提供する。

○8月の給食提供可能期間

- ・8月24日(月)から。

2 学校園における感染症対策



⑤清掃活動

- ・マスクを着用する。
- ・不要な接触を避ける。
 - 距離を保ちながら清掃するよう指導する。
- ・すべての窓を大きく開けて清掃する。
- ・終了後は必ず、流水と石けんで手を洗う。

2 学校園における感染症対策



R2.8.19更新

⑥登下校時

・夏期の気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、登下校中、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すようとする。

※小学生など、自分でマスクを外してよいかどうかの判断が難しい年齢の子どもへは、気温・湿度や暑さ指数が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかける。その際、人との十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導する。

NEW

・集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導する。

・登下校中時、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させるなどの配慮をする。

・玄関口に児童生徒がとどまらず、すみやかに教室へ行く(または下校する)よう指導する。

2 学校園における感染症対策



R2.8.19更新

【スクールバスでの留意点】

- ・利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行う。
- ・乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせること。
- ・利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底する。
- ・スクールバスの運行前(または運行後)は、消毒液で清拭する。

NEW

【公共交通機関利用時の留意点】

- ・マスクを着用する、降車後(または学校到着後)は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策を行うよう指導する。
- ・できるだけ乗客が少ない時間帯に利用するなど、可能な限り混雑を避けるよう指導する。
- ・混雑していることへの不安に対する相談は、個別によく話を聞き対応する。

2 学校園における感染症対策



⑦幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意する。

- ・幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。
- ・幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員は十分に注意すること。
- ・幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。

2 学校園における感染症対策



【指導上の配慮や工夫】

- ・幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
- ・適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。
- ・幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
- ・幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。

2 学校園における感染症対策



(5) 教職員の感染症対策

R2.8.19更新

教職員が感染すると、職員室を共有していることなどから、多数の濃厚接触者が生じるおそれがあるので、感染予防の意識を強くもつことが重要です。

①教職員各自で行う予防・発生時対応

NEW

- ・出勤前の検温や石けんによる手洗いを徹底する。
- ・自身に発熱や風邪の症状(咳・のどの痛み・だるさ・息苦しい等)があれば**自宅休養を徹底する**。また生活圏内が感染レベル3「特定警戒都道府県」、レベル2「感染拡大注意都道府県」に相当する場合は、同居家族に風邪症状がある時も出勤を控える。
- ・勤務中は、授業中でも職員室でも、**身体的距離(1~2m)**がとれない時はマスクを着用する。
(ただし熱中症等の健康被害が発生する可能性が高い場合は、マスクは外す)
- ・職場以外においても、不要不急の行動や、人の多く集まる場所への出入りを控えたり、混まない時間帯に利用したりするなど、感染の予防に努める。
- ・感染者の発生動向をニュースや新聞やホームページ等でチェックし、どのような地域で発生しているか情報を把握して行動する。
- ・学校園で感染者が発生した場合に備え、自身の行動歴や接した人に関して記録をしておく。

2 学校園における感染症対策



R2.8.19更新

②職場全体で行う対策

- ・衛生推進者等を中心とし、全員で換気を徹底。
- ・職員室では他者との間隔をなるべく1～2m確保し、会話の際は真正面は避ける。
- ・会議等の中止や短縮、業務場所の分散などに取り組む。
- ・会議や打ち合わせを行う場合でも、集団発生のリスクが高まる条件（密閉空間で換気が悪い、近距離での会話や発生がある、手の届く距離に多くの人がいる）を満たさない場を準備して行う。
- ・健康観察（検温や症状）により、出勤することが望ましくない教職員が無理に出勤しないよう休みやすい環境を作る。突然の休みに備え、
 - 教職員間で、業務や学級の状況など日頃から情報共有する
 - 校務分掌の分担について検討を進める
 - 在宅勤務しやすいよう方法や内容を準備する

NEW

NEW

3 出席停止



1 出席停止等の取り扱いについて

学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	<ul style="list-style-type: none">①感染が判明した者②感染者の濃厚接触者に特定された者③発熱等の風邪の症状がみられる者④(レベル2や3の地域において)同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者 <p>※④については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2020.8.6Ver3)」P10～P12を参照</p>
「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	<ul style="list-style-type: none">⑤医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合⑥感染への不安から自主的に欠席する場合

2 「感染症診断通知書(治癒証明書)」の提出について

上記②③④⑤における再登校については、医師による「感染症診断証明書」は不要とする。「感染症診断通知書」に代わるものとして、「出席停止報告書」(別途通知済)を使用し、保護者が必要事項を記入し、学校へ報告する。上記⑥については、必ずしも提出の必要はないが、適宜これを使用してもよい。

3 出席停止



3 発生報告について

R2.8.19更新

(1) 児童生徒等の場合

- ①児童生徒等に感染が確認された場合及び濃厚接触者に特定された場合
→「新型コロナウイルス感染症発生報告(速報)」を保健給食課へFAXにて報告する。形式については通知済み。(R2.5.26メールにて添付)
- ②児童生徒等がPCR検査等を受ける場合
→保健給食課に電話にて連絡する。
- ③児童生徒等の同居する家族に感染が確認された場合、保護者等から同居する家族がPCR検査等を受けると連絡があった場合
→保健給食課に電話にて連絡する。

NEW

(2) 教職員の場合

- ①教職員に感染が確認された場合及び濃厚接触者に特定された場合
→校園長は学校人事課に電話にて連絡する。
- ②教職員がPCR検査等を受ける場合
→学校人事課に電話にて連絡する。
- ③教職員の同居する家族に感染が確認された場合、同居する家族がPCR検査等を受ける場合
→学校人事課に電話にて連絡する。

NEW

3 出席停止



4 学校等欠席者・感染症情報システムへの入力について

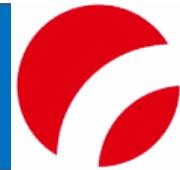
- ①当面の間、システムへの入力は継続して毎日行う。
- ②新型コロナウイルス感染症関連の疾患登録を行う。

【新型コロナウイルス感染症関連として出席停止疾患登録するもの】

- 「新型コロナウイルス感染症(疑い)」
 - ・濃厚接触者に特定されて出席停止扱いの場合
 - ・発熱や風邪の症状が見られることによる出席停止扱いの場合
- ※上記以外の理由(不安や感染リスクが高いなど)による出席停止の扱いとしている児童生徒等については、システムへの登録はしない。
- 「新型コロナウイルス感染症」
 - ・新型コロナウイルス感染症が確定された場合

※「1 出席停止等の取り扱いについて」の①～④の措置は、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するものであり、その他の感染症については従来通りとする。

3 出席停止



5 高等学校等での 「感染への不安から自主的に登校しない場合」の対応

高等学校等では、自主的に登校しない判断がその後、単位修得に大きな影響を与える可能性があるため、感染への不安から自主的に登校しない場合については様々な配慮が必要である。

申し出があった場合には、本人及び保護者等の感染への不安について十分な聞き取りを行った上で、今後の見通しなどを確認しながら慎重な判断を促す必要がある。

また、他の生徒への影響にも配慮しながら、対応していくことも重要である。

4 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応



R2.8.19更新

1 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

NEW

(1) 医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。

(2) 医療的ケア児の登校に当たって、学校は、事前に受け入れ体制や医療的ケアの実施方法などについて、学校医等に相談し、十分安全に配慮する。その際、「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について(令和2年6月19日付け事務連絡)」を参考にする。

(3) 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。

※上記による出欠の扱いは、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱い、指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

(4) 障がいのある児童生徒への指導等を行う際の考え方については、「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組(令和2年度6月19日版)」も参照する。

4 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応

2 学校教育活動における感染症対策

- (1) 医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染症対策を行うことが求められる。
- (2) 校外活動等に際しては、感染リスクを下げるため、共用の物品がある場所や不特定多数の利用がある場所を避けるなど注意すること。

5 感染した場合、濃厚接触者に特定された場合



R2.8.19更新

1 学校園で感染が確認された場合の対応

※8月19日時点での対応の方針であり、今後の状況や事案によっては異なる場合もある。
対応の詳細は、事案に応じて保健所や教育委員会より示す。

【令和2年7月22日「新型コロナウイルス感染症発生時の学校園の対応について」参照】

(1)出席停止等について

NEW

場合	出席停止等	期間
児童生徒等が感染した場合	・当該児童生徒等は出席停止	治癒するまで
教職員が感染した場合	・当該教職員は特別休暇	治癒するまで
児童生徒等や教職員が濃厚接触者に特定された場合	・当該児童生徒等は出席停止 ・当該教職員は特別休暇	保健所より自宅待機を要請された期間

NEW

5 感染した場合、濃厚接触者に特定された場合



(2) 臨時休業等の目安

R2.8.19更新

児童生徒等に感染者が発生した場合、市教育委員会は、保健衛生部との協議や専門家の意見などを踏まえて、臨時休業等の措置について学校園に示す。なお、感染状況は様々な場合が想定されるため、個別の事情をみながら、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について判断することとするが、**8月19日**時点で想定される臨時休業等の目安を以下のとおりとする。

①児童生徒等が感染した場合

感染者発生の場合	措置の範囲※1	期間※2
学級に1人以上	学級閉鎖	
1つの学年に複数学級で発生	学年閉鎖	左記の場合、感染者が最後に登校、登園した日の翌日から数えて14日間(臨時休業の3日間を含む)の学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業とする。
複数の学年で発生	臨時休業	

※1:措置の範囲は、保健所の選定する濃厚接触者の範囲・人数等に準じて定める

※2:14日間の閉鎖措置のうち、最初の3日間は臨時休業とし、保健所による濃厚接触者の特定への協力及び施設の消毒を行う。

NEW

5 感染した場合、濃厚接触者に特定された場合



R2.8.19更新

② 教職員が感染した場合

8月19日時点で想定される臨時休業の目安を以下に示すが、発生時には、児童生徒等とのかかわりにより、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業を教育委員会で決定し学校園に示す。

感染者発生の場合	措置の範囲※1	期間※2
学級担任	学級閉鎖	左記の場合により、感染者が最後に接触した日の翌日から数えて14日間(臨時休業の3日間を含む)の学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業とする。
専科教員、教科担任	担当した学級を学級閉鎖 ※学級数等により学年閉鎖・臨時休業も検討する	
児童生徒等と接触が多い職種	児童生徒等とのかかわりにより措置内容を決定する	
児童生徒等と接触が少ない職種		同上

※1:措置の範囲は、保健所の選定する濃厚接触者の範囲・人数等に準じて定める

※2:14日間の閉鎖措置のうち、最初の3日間は臨時休業とし、保健所による濃厚接触者の特定への協力及び施設の消毒を行う。

NEW

5 感染した場合、濃厚接触者に特定された場合



2 学校が濃厚接触者の特定に協力する事項

R2.8.19更新

学校園では、感染者が発生した旨の連絡を受けて、以下のような対応をとることが想定される。

- 各学校・園から、教育委員会**保健給食課**へ発生連絡をする。
(保健所から先に教育委員会あてに連絡が入っている場合もある)
NEW
- 保健所とのやりとりは、教育職員課が行う。(保健所は原則、学校に来ない)
学校園は、保健所に提供するための基本情報の準備をして、教育職員課へメールで提出する。
 - ・提出するものは、保健所に指示された範囲のみ(名簿、出欠表、学級と職員室の座席表、校舎図面、校時表、通級利用の有無、**放課後児童クラブや放課後等デイサービスの利用状況 等**)。データと紙で、事前準備しておく。
 - ・他に必要な情報は、教育職員課からの指示で、必要なものを追加収集する。
(学校園では、感染者以外の児童に聞き取り等を行わない。
担任等の教職員からは適宜聞き取りを行う。)
- 保健所が濃厚接触者を特定したら、その範囲や人数などに基づき、
臨時休業等の対応について教育委員会が決定する。

5 感染した場合、濃厚接触者に特定された場合



【濃厚接触者の定義(参考)】

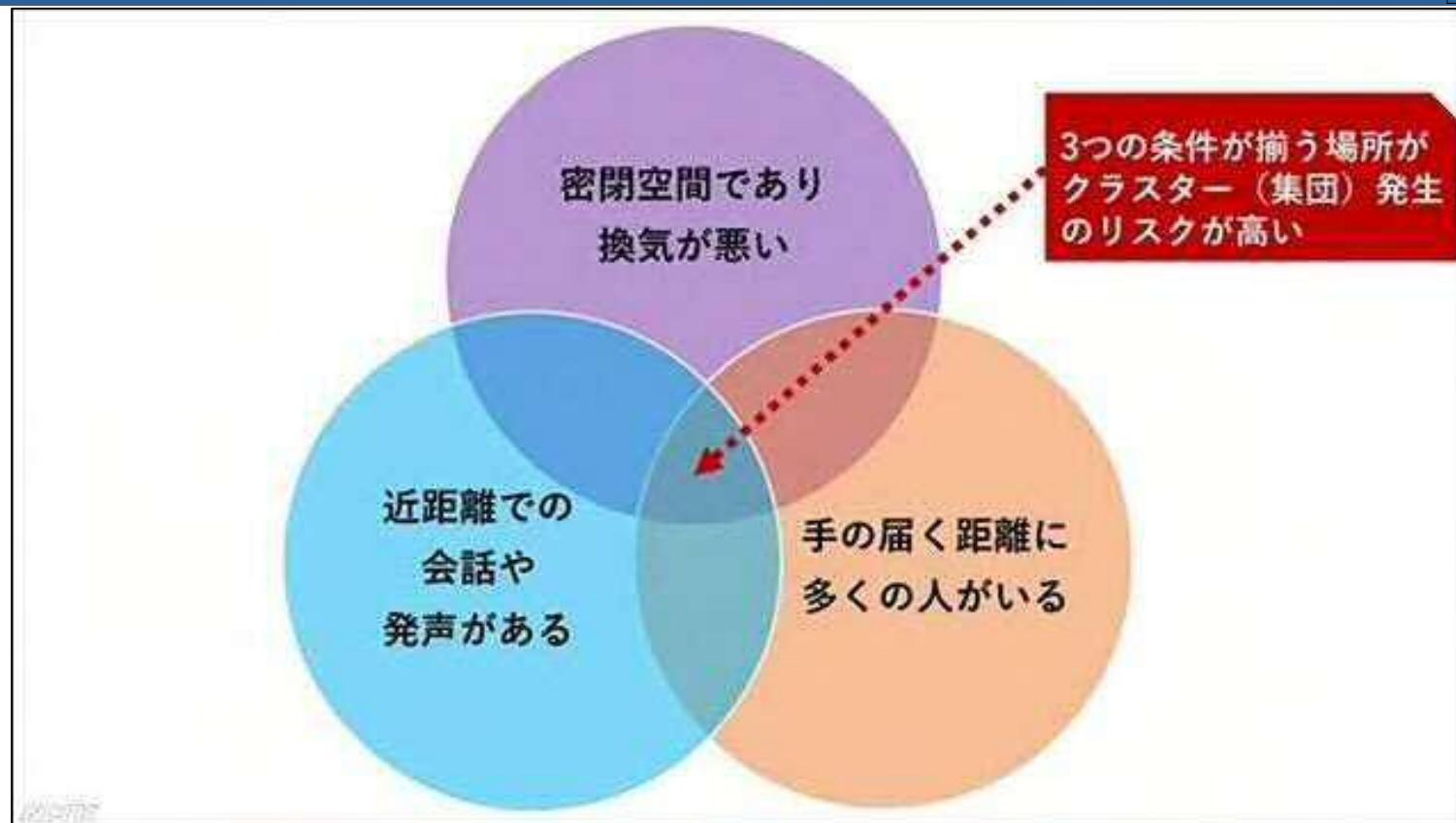
- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他:手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周囲の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

厚生労働省 R2.5.29事務連絡「積極的疫学調査実施要領の改訂について」より

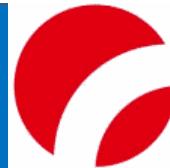
II

教育活動編

新年度への意欲付けと感染防止対策の両立



- ・3つの条件が同時に重なる場を徹底的に回避
- ・高等学校等における学級・学年をまたいだ選択科目では
科目の特性や選択した生徒の状況を考慮して対応

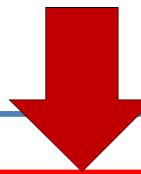


新年度の円滑なスタート 新年度への意欲付け

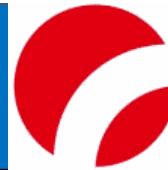
感染防止のためには...

両立するにはどうすれば...

- ・3つの条件が同時に重なる場を徹底的に回避
- ・他学年・他学級との接触の機会においては、特に留意が必要



各校園の実状に応じて、**徹底**すること、**工夫**することを共有し、全教職員で足並みをそろえて取り組む



1 各種集会等

集団感染リスク増大の3条件成立を避ける工夫を！

全校朝会 学校の実状に応じて、感染防止対策を徹底して実施
学年集会 (例：時間短縮、ソーシャルディスタンス、マスク着用
生徒総会等 内容の検討、実施後の手洗い徹底)

新任式 内容・方法を工夫して実施
(例：学年、学級単位での分散実施)
始業式 (例：放送機器の活用による工夫)

授業参観 6月以降に実施
(例：入室に時間差をつけるなど、密を避ける)
PTA総会 (例：学年、学級単位での分散実施)

2 新たな学級開き



あなたがいてよかったです

みんながいてよかったです

この学級でよかったです

久し振りに登校して友達や先生方と会う子どもが安心できるようにします

と 子どもが実感できる学級づくりを
新たな学級開きのポイント

子どもが「この学級でよかったです」「明日も来たい」と思えるような温かく楽しい時間を演出します

1

新たなスタートにおいても、第一印象が決め手となる

- ・ 教室環境を整える⇒整理整頓、担任の願いや思いを伝えるメッセージなど
- ・ 子どもを笑顔にする活動を考える⇒**子ども同士が濃厚接触せずに楽しめるゲーム**をする
担任が率先して得意なことを披露する
子どもが喜びそうなことを担任が一緒にやる など

2

学級経営がどうなるのかは、新たな学級開きの始めの3日間で決まる

- ・ 担任がメッセージをしっかり伝える⇒板書でのメッセージや便りなどで学級への期待、長期的な目標、いじめを許さないことや多様性を認めることなどを伝える ※ルールもしっかり伝える

アイメッセージで伝えると効果的です

子どもは**新たな学校生活の始まり**に登校に不安やストレスを感じています
子どもの気持ちに徹底的に寄り添いながら学級開きを進めましょう！

2 新たな学級開き

～支持的風土の醸成を図り
ながら学級づくりを進める～



支持的な風土の醸成では 「傾聴・受容」と「支援」を中心に

子ども同士が支え合い、期待し合い、高め合う風土を育み

支援とは…相手が困っているときに、だれかれなく進んで手をさしのべること

この学級でよかつた

と 子どもが実感できる学級づくりをします

学級活動のアイデア(小・中学校での例)

支援とは…時には、相手の可能性を信じて待つ、見守る、ゆだねること

1 「オリジナルあいさつ」を考えよう

新しい生活様式を取り入れながら、学級で取り組んでいく新しいあいさつの仕方について、楽しいアイディアを出し合い、話し合い、みんなで決めて実践する。その学級のオリジナルのあいさつに楽しく気持ちよく取り組ませることで、学級に一体感と安心感をもたらせる。

2 みんなのためになることをしよう

友達のため、学級のため、学校のために、自分ができること(低・中学年では「一人一役」、高学年や中学校では「一日一善」など)自分で決めて取り組む。その取組の足跡を残し、学級全体で分かり合うことができる工夫をして、達成感や充実感を味わわせる。

ポイント

担任は、学級に温かい雰囲気をつくり、子ども一人一人が自分の思いや願いを素直に表せるようにすることが大切です。そして、その思いや願いをみんなで認め合える場の設定も大切です。さらに、合意形成や意思決定での適切な指導・支援を行い、実践の中でも、子ども同士が互いに支え合い、期待し合い、高め合えるような働き掛けを行うことが重要です。

3 スタートカリキュラム(小学1年生)



先生に会えてうれしい

新しいお友達に会えてうれしい

〇〇小学校でうれしい

「できた」「安心」「楽しい」と 1年生が思えるために

スタートカリキュラム開始のポイント

1年生が「明日も来たい」と思えるような、温かく楽しい時間を演出します。

身体接触、近距離(ペア・小集団)での会話を避けるなど、感染防止を徹底しましょう

1 初めての出会いの時を振り返り、新たなスタートを切る

- 教室環境を整える⇒整理整頓、担任の願いや思いを伝えるメッセージなど
- 1年生を笑顔にする活動を考える 一人一人に笑顔で声を掛ける
⇒担任が率先して得意なことを披露する、1年生が喜びそうなことを担任が一緒にやるなど

2 「自分でできる、自分で決められる」という安心感をもたせる

- 考えさせ、経験してきたことを引き出し、自己決定させ、自信をもたせる
⇒一方的に担任が指示を出すのではなく、園での学びを大切にし、「園のときはどうだった?」と尋ねて、経験を表出させ、学校の諸活動とつなぐ
「どうしたいの?」「この後どうするの?」と尋ねて自己を発揮できるようにする
- 「できること」も「できないこと」も受け止め、徹底的に寄り添う

3 安心感をもち、先生や友達と仲よくなる活動を行う

- 担任も子どもも笑顔になれる活動を考える
⇒エア握手、まねっこ活動など、1年生同士が接触しなくとも、互いの存在を感じながら楽しめるような活動を行う、ダンスや楽しい合図を考えるなど、子どもと一緒に考えるのもよい

4 子どもをよく「みる」

～ 夏季休業明けの配慮事項 ～

NEW



【全校種・全学年の対応ポイント】

児童生徒や保護者の感染への不安状況をしっかりと把握した上で、新型コロナウイルス感染症対応に関する正しい知識を、発達段階に応じて定期的に伝える。

☆ 今後実施予定である、様々な行事や教育活動における、児童生徒や保護者の感染への不安を十分に把握した上で、その予防対応を、事前に児童生徒や保護者に説明することで、精神的な不安軽減を図る。

4 子どもをよく「みる」

～ 夏季休業明けの配慮事項 ～

NEW



【小学生の対応ポイント】

毎日の健康観察や保健室への入退室を把握する。

- ☆ 家庭との連携を密にし、睡眠に関わる情報をキャッチすることが大切。
- ☆ 体温チェックと共に「頭痛・腹痛」といった症状にも敏感になることが必要。

4 子どもをよく「みる」

～ 夏季休業明けの配慮事項 ～

NEW



【中学生の対応ポイント】

わずかな変化を認めた時には、ていねいに傾聴する。

☆ 観察の視点の視点

- 普段の行動・学力・友人関係の状況
- 欠席・遅刻・早退の頻度
- 保健室への入退室等

4 子どもをよく「みる」

～ 夏季休業明けの配慮事項 ～

NEW



【高校生の対応ポイント】

「不機嫌」「苛立ち」「乱暴」などの行動が表出された場合、個別の教育相談を実施して、その不安を共感しつつ、適切なストレスへの対処と一緒に考える。

- ☆ 年度末までの学習進度の見通しや、すでに分からなくなっている学習内容を把握し、適切な学習へのアドバイスを行うことが必要。
- ☆ バスや電車での通学に伴う不安に対しては、具体的な感染予防の方法を提供。

4 子どもをよく「みる」

～ 夏季休業明けの配慮事項 ～

NEW



【中学生と高校生共通の対応ポイント】

以下の「子どもの心身のチェックリスト」の集計結果を踏まえ、夏休み明けの生徒の十分な状態把握に努めるとともに、ていねいな対応を行う。

- ☆ 「相談できる友人がいない」と回答している生徒が4~5%存在していること。
- ☆ 「自分を傷つけたくなる」と回答している生徒が3~4%存在していること。
- ☆ 夏休み明けには、自殺念慮や自殺企図が増加すること。

4 子どもをよく「みる」^{~いつもと違う} 子どもの言動に気を配る~



- ・「みる」視点 <ストレスや不安を抱えている子ども
生活リズムが乱れている子ども等を認知する>

【行動の変化を見る】

- 学校の登校を渋る
- 学習意欲が低い
- ささいなことで物を壊したり、人に攻撃的になったりする
- ささいな物音に驚く
- 一人になることを嫌がる
- 好きなことでもやりたがらない
- 家族に反抗的になる
- 何度も手を洗ったり、少しの汚れを気にする
- 親のそばから離れず、強い甘えがみられる

たよりを通じて家庭と共有

4 子どもをよく「みる」 ~いつもと違う 子どもの言動に気を配る~



- ・「みる」視点 <ストレスや不安を抱えている子ども
生活リズムが乱れている子ども等を認知する>

【からだの反応を見る】

- 食欲がない、あるいは過食になる
- 体の痛みやかゆみを訴える
- 眠れない
- 夜尿が始まる、あるいは増える
- 以前にはみられなかったチック(自分の意思とは関係なく起こる素早い動作や発声が繰り返し起こる状態)が出たり、チックが激しくなる

たよりを通じて
家庭と共有

4 子どもをよく「みる」～いつもと違う 子どもの言動に気を配る～



- ・「みる」視点 <ストレスや不安を抱えている子ども
生活リズムが乱れている子ども等を認知する>

【以前と異なる、表情や会話の変化を見る】

- ぼんやりしている
- ささいなことで泣く
- 元気がない、あるいは興奮して元気である
- 笑わなくなる
- 喜怒哀楽が激しい、あるいは無表情になる
- 一方的に話し、会話が成立しない
- コロナウイルスの話をすると、表情がかたくなる

たよりを通じて
家庭と共有

子どもたちは、学校と家庭とで異なる様子をみせることがあります
気になる様子が見られたら、家庭の様子を聞いてみる必要があります
※教職員同士の連携・家庭との連携を通して子どもたちの変化をみていくことが大切です

4 子どもをよく「みる」～いつもと違う 子どもの言動に気を配る～



・「対応」の視点

- いつもと同じ自然な生活のリズムを心掛ける
- 子どもが話してきた時には、さえぎらず最後まで聞く
- 身体の不調を訴えた時は、無理強いせず、ゆっくりと休ませる
- 子どもの長所や得意なところを認める
- 「困った行動」の対応では、行動観察を行い、管理職と一緒に対応を考える(一人で抱え込まない)

4 子どもをよく「みる」 保護者や関係機関との連携



- ・新型コロナウィルス感染の影響により、通年の年度末年度始に比べ、子どもにとって、**環境の変化や人間関係の変化**が大きく、不安や緊張から**不適応や自死、非行等へのリスクが高まる**可能性がある。生徒指導上、心配かつ気になる子どもへの定期的な家庭連絡や安否確認、情報の収集など、教職員の役割分担を適切に行い、チームで対応できる体制を確立しておくこと。
- ・家庭との連携を密にするとともに、**各関係機関**(警察や児童相談所、医療・福祉関係機関等)との**ネットワークを活用し**、子どもの**心の揺れや危険因子**を見逃すことなく、緊急事態にも迅速かつ適切な対応ができるよう、全教職員への**連絡・協力体制等**を再点検整備すること。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用すること。

4 子どもをよく「みる」(幼稚園の幼児)



幼稚園に来られてうれしい

みんなに会えてうれしい

先生に会えてうれしい

○○幼稚園でよかつた と 園児が実感できる保育

久し振りに登校して友達や先生方と
出会う園児が安心できるようにします。

保育開始のポイント

園児が「この幼稚園でよかつた」「明日
も来たい」と思えるような温かく楽しい
時間を演出します。

1 初めての出会いの時を振り返り、新たなスタートを切る

- 保育室の環境を整える⇒整理整頓、担任の願いや思いを伝えるメッセージ など
- 園児を笑顔にする活動を考える
 - ⇒園児同士が接触しなくとも、互いの存在を感じながら楽しめるような活動を行う
 - 担任が率先して得意なことを披露する、園児が喜びそうなことを担任が一緒にやる など

2 園児一人一人をよく見て援助する

- 一人一人に笑顔で声を掛ける
 - ⇒ストレスや不安はないか、生活リズムは崩れていないかよく観察する
 - その園児なりに我慢したことやがんばったこと、うれかったことなどの気持ちを受け止め、徹底的に寄り添い、共感する

3 保護者一人一人に笑顔で声を掛ける

- 保護者の声に耳を傾ける
 - ⇒保護者も不安とストレスを抱えている。子どもの様子の共有とともに、保護者の思いや悩みに心を寄せて、寄り添う。長期的な見通しを示し、共有する

4 子どもをよく「みる」(特別な支援を必要とする児童生徒)



- ・着目する点
 - ✖「できないこと」「苦手なこと」
 - 「できること」「得意なこと」
⇒児童生徒の興味・関心を生かした授業
- ・小さな変化を見逃さない
⇒家庭・放課後等デイサービスとの情報交換

4 子どもをよく「みる」(特別な支援を必要とする児童生徒)



・全校体制で

⇒複数の職員でよく観察する

「学級担任と特別支援教育コーディネーター」

「特別支援学級担任と交流学級担任」

「学級担任と管理職」 等

⇒合理的配慮について、校内委員会等で
確認した上で、全教職員で共有

4 子どもをよく「みる」

～ 子どもの心身のケア
いつもと違う子どもの言動に
気を配る ～



○以下の内容について資料を送付済み。
熟読のうえ、適切に対応を

【心のケアハンドブック】

- 1 健康状態(心身)の把握の進め方
- 2 子どもの健康状態(心身)把握のポイント
- 3 学校が行うこと
- 4 学校や家庭での対応
 - ・幼児から小学校2年生くらいまで
 - ・小学校3年生から小学校5年生くらいまで
 - ・小学校6年生以上(中学生・高校生含む)
- 5 その他

【子ども向け心と身体の健康のために 小学生版、中学生高校生版】

- 1 パワーポイント(読み原稿付き)
- 2 動画(URLを送付)

4 子どもをよく「みる」

～ 子どもの心身のケア
いつもと違う子どもの言動に
気を配る ～



学校再開に向けて、特に配慮が必要な子ども

【① 人間関係構築の配慮が必要な子どもをよく「みる」 その1】

<学級編制のあった学年と新入生>

- 人間関係をよく「みる」………… 心身のケアハンドブック P1参照
- 特別活動の充実…………… 2 学級開き 参照
(3密を避けて人間関係づくり)

☆ 分散登校により、新たな人間関係やグループ化が構築されている可能性もある。学級編制の無かった学年でも、十分な観察と人間関係づくりに配慮すること!!

4 子どもをよく「みる」

～ 子どもの心身のケア
いつもと違う子どもの言動に
気を配る ～



学校再開に向けて、特に配慮が必要な子ども

【① 人間関係構築の配慮が必要な子どもをよく「みる」 その2】

<いじめの被害者の経験のある子ども>

<不登校傾向のある子ども>

心身のケアハンドブック P13 参照

- ストレス症状をよく「みる」……… 心身のケアハンドブック P1参照
- 丁寧な教育相談…………… 心身のケアハンドブック P1～2参照
- 保護者との密な連携 ………… 心身のケアハンドブック P1～2参照

4 子どもをよく「みる」

～ 子どもの心身のケア
いつもと違う子どもの言動に
気を配る ～



学校再開に向けて、特に配慮が必要な子ども

【② 入学選抜などを迎える子どもをよく「みる」その1】

<休業で不利益を被るのではと、不安を抱える子ども>

★ 傾聴・共感だけでは、「不利益になるのではといった不安」は解消しない！

→ 安心させる

不利益な状況にはならないことをしっかりと伝える

(文部科学省・県や市からの通知・通達を確実に、子どもやその保護者へ伝えること。)

★ まずは、令和2年5月13日付：「中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和3年度高等学校入学者選抜等における配慮事項について（通知）」を伝えましょう。

4 子どもをよく「みる」

～ 子どもの心身のケア
いつもと違う子どもの言動に
気を配る ～



学校再開に向けて、特に配慮が必要な学年・学級

【② 入学選抜などを迎える子どもをよく「みる」 その2】

＜学習の遅れを不安にもつ子ども＞

★ 傾聴・共感だけでは、学習の遅れの不安は解消しない！

→ 見通しをもたせる

- ・ 修正した教育課程を示す
- ・ 見通しのもてる学習計画と一緒に考える

4 子どもをよく「みる」

～ 子どもの心身のケア
いつもと違う子どもの言動に
気を配る ～



学校再開に向けて、特に配慮が必要な学年・学級

【③ 部活等で頑張っていた子どもをよく「みる」】

< 不完全燃焼や目標を無くしたことによるストレス >

★ 感じ方は十人十色！ ストレス度が高い子もいれば、低い子もいる

→ 十分な観察を……… 心身のケアハンドブックP1参照

→ 気になる子どもと面談を……… 心身のケアハンドブックP1参照

※ 安易に「卒業後に頑張ればよい」と励まさない

卒業後も頑張ろうと思う子には○

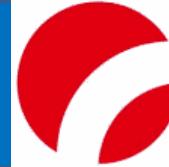
今年が最後と頑張ってきた子には×

※ 解決に向かわなくとも、「**丁寧に傾聴**」し、これまでの**「頑張りを承認**」して、辛さや悔しさを**「共感**」することが大切

→ 保護者との密な情報交換を……… 心身のケアハンドブックP2参照

5 未学習内容の扱い

新教支第1643号参照



卒業を迎えた学年以外の児童生徒

これまでのガイドラインの
内容を参考としてそのまま
載せてあります。

現担任・担当

共有・引継ぎ

新担任・担当

■必ずしも、標準授業時数
を超えて授業時数を確保す
る必要なし

■時数確保のために長期
休業短縮は可能だが、土曜
授業は不可

現学年における未学習内容の精選

必要に応じ学年において補充のための授業を実施

- ・教科や内容により、年度始めに実施
- ・教科の内容を関連付けて年度途中に実施

□学年の学級数が複数ある場合や、進級に当たり学級編制替えを行
う場合は、未学習分の多い児童生徒を基準として、内容を精選する

□未学習内容は、新学年の評価には反映しない

□購入した未実施のテスト・プリント等は、確実に返却する

5 未学習内容の扱い

新教支第1643号参照



卒業を迎えた児童生徒及び転出する児童生徒

現担任・担当

↓
共有・引継ぎ

進学・転出先
の学校

- 必ずしも、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要なし
- 時数確保のために長期休業短縮は可能だが、土曜授業は不可

現学年における未学習内容の精選

これまでのガイドラインの内容を参考としてそのまま載せてあります。

個人、及び小学校別に、現学年における**教科書及び具体的な未学習内容**の確認と共有

共有された情報を踏まえ、必要に応じて補充のための授業、個に応じた指導を実施

- ・教科や内容により年度始め・年度途中に実施
- ・進学先では、精選した未学習内容を中学校学習指導要領の内容と関連付けて中学校3年間内で位置付け、実施することも可能。その際、教育課程に確実に位置付け、引継ぎ及び実施

□複数の学校から進学する場合は、各小学校の実態を小・中学校で共有し、中学校は未学習分の多い児童・生徒を基準とした指導を行う

6 子どもの学習意欲を喚起する授業



やっぱり幼稚園、学校は楽しい
みんなと一緒に勉強できてうれしい
今年も頑張ろう

子どもがこう思えるために、次のような保育・授業を行いましょう

マスク着用、身体接触、近距離(ペア・小集団)での会話を避けるなど感染防止を徹底しながら、

「分からない」を遠慮なく言える

学習の定着が図られます

「分かる」「できた」が実感できる

思考力、判断力、表現力
等が高まります

考えを「仲間に伝える」「仲間に説明する」

自尊感情が
高まります

互いに認め合いながら様々な考えを出し合える

学ぶ意欲が高まります

紙面交流、参加型板書等
様々な工夫が考えられます

感染防止を徹底しながらでも
このような保育・授業をしていくことで、支持的風土は醸成できます

7 休み時間



子どもには、仲間と遊ぶ場と機会が必要



しかし、感染防止のためには…



両立するにはどうすれば…

- ・3つの条件が同時に重なる場を徹底的に回避
- ・他学年・他学級との接触の機会においては、特に留意が必要



【徹底】・手洗いの励行

・学級単位での遊びを基本

・身体接触、近距離の会話を避ける

・こまめな換気

【工夫】・「感染防止と子どもの遊ぶ場の保障の両立」のため、

教職員でルールと仕組みを作る(例:体育館使用時間帯指定)

・学級で「遊びのルール」を子どもと共に作る



○身体接触等を伴う活動は6月19日以降、可とする

※ 当面は、密集する活動や身体接触を伴う活動等は、極力控えることが望ましいが、競技や活動の性質上必要な場合は、以下の点に十分留意すること

【指導者が留意すべき事項】

- 生徒に発熱や咳、咽頭痛等の症状がみられる場合は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する
- 活動場所、更衣室等は可能な限り常時換気する
- 用器具等を共用する場合は、使用前後の消毒や手洗いを行わせる
- 生徒の健康・安全確保のため、生徒だけの活動にならないこと
⇒ 教師や部活動指導員が活動場所に立ち会う

【生徒が留意すべき事項】

- 個人で使用する用具、楽器などの貸し借りはしない
- タオルや飲み物のボトル等は個人用のものとし、共用しない
- こまめな手洗いや手指消毒を行う
- 活動に支障がないときはマスクを着用する（熱中症に十分注意）

8 部活動 ② (中学校)



○練習試合や合同練習等の対外的な活動は7月4日以降、可とする

○大会等への参加は、7月11日以降、可とする

- ※ 少人数のため、他校と合同練習等を実施する必要がある部についてはこの限りではない
- ※ 対外的な活動については、怪我防止等の観点からも、生徒の体力面や技能面が十分に高まった状態を確認したうえで参加すること
- ※ 対外的な活動への参加は、生徒・保護者に対する説明を丁寧に行い、同意を得ること

【対外的な活動を行う上での留意点】

- 中央競技団体のガイドラインに従うことを基本原則とし、中央競技団体が対外試合を認めていない競技については、対外的な活動は当面見合わせる
- 県外への遠征や県外他校との対外試合や練習試合等は、当面の間、不可とする
- 高齢者施設や介護施設、病院、集会場等での演奏や活動については、施設管理者と十分に協議したうえで可否を決定する

《その他》

- ※ 大会等に参加するにあたっては、大会主催者の感染防止対策や感染拡大予防ガイドラインに従うこと。それが困難な場合は、参加を見合わせる
- ※ 感染拡大状況によっては、変更もありうる

8 部活動 ③ (高等学校等)



○県教委発出 教保第169号「部活動の再開及び実施上の留意事項について（通知）（令和2年6月9日時点）」に準じて活動する

【今後の活動及び対外的な活動について】

- 引き続き、今後出される県の通知を注視し、その内容に準じて活動する
- 中央競技団体及び県内競技団体のガイドライン・方針に従うことを基本原則とする

《その他》

- ※ 大会等に参加するにあたっては、大会主催者の感染防止対策や感染拡大予防ガイドラインに従うこと。それが困難な場合は、参加を見合わせる
- ※ 感染拡大状況によっては、変更もありうる



○今後の活動における生徒への配慮

【運動部の活動について】

- 活動を始めるにあたり、練習の内容や活動時間、段階的に運動負荷を上げること等について、調整・工夫をする

【文化部の活動について】

- 当面、校外における活動や発表の場を設定することができないため、それに替わる校内での活動等ができるよう工夫する

【心情に寄り添った配慮】

- 今後の活動のあり方については、生徒の心情に寄り添い、成就感・納得感の得られるものとなるよう十分配慮する

- * 3年生の活動においては、活動の内容や区切りをつける時期等について、生徒の思いを十分に聞き取ったうえで決定すること
- * 3年生と1・2年生の間で、次のステージへ向かう意欲をもてるような「思いを託す」、「感謝を伝える・思いを引き継ぐ」等の場面を確実に設定すること

9 感染者・濃厚接触者への偏見・差別



○児童生徒への指導

- ・感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者の家族に対する偏見や差別につながる行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにすること
- ・誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることから、隔離や治療を余儀なくされた人やその周辺の方々の困難や偏見や差別の対象となつた人の苦しみに寄り添うことが大切なこと
- ・偏見や差別が原因によるいじめの発生を防ぐこと(咳をしている、マスクなし、欠席している等へのいわれのない中傷、ウイルス名を面白半分に使うなど)

○外国にルーツをもつ子ども及び諸外国への配慮

- ・TV、インターネット等による外国の情報を基にした根拠のない差別的な発言、偏見、人権侵害にあたる行為は許されないことについて十分に留意すること

○教職員の対応

- ・個人情報保護の観点から、児童生徒及びその関係する感染者、濃厚接触者等の状況についての秘密を守ること。特に、文書の配付において情報漏洩につながる表記がないようにすること

10 宿泊を要する修学旅行・学校行事 【実施可否】

NEW



【現状】新教支第717号を参照

下記の内容を踏まえ、訪問先・時期や実施の可否を検討する。

《検討1》目的を再確認する

宿泊を要する修学旅行・学校行事で子どもが何を体験し、何を学ぶことが教育的効果につながるかを教育課程全体から再検討する。

※コロナ禍対応と併せて、行事の見直しという視点からも検討する。

《検討2》訪問先・時期を見直す

目的を達成できる候補地の中から、子どもの安全性等を十分に考慮し、保護者の理解を得た上で、訪問先・時期を決める。

※《検討1》を踏まえ、今までの実績にこだわらず目的達成ができる活動や訪問先・時期を可能な限り模索し、実施の可否を検討する。

子どもの思いや願いを確認し、検討する。

訪問先・経由地の更新される最新情報に基づき検討する。

旅行業者等の対応等を確認し、検討する。

保護者会・アンケート等の結果を基に検討する。

※他校の状況や職員の意見も参考にする。

訪問先・時期や実施の可否を決定

※決定後も状況に応じて訪問先や時期等を変更する場合も想定しておく。

10 宿泊をする修学旅行・学校行事 【留意事項及び手続き】

NEW



検討する際の留意事項は以下の通り

《留意事項1》感染警戒レベル

新潟県の感染警戒レベルを基準に訪問地・経由地の確認をする。

※「警報」レベルの場合は、現地の状況及び受け入れ態勢等を十分に確認し、子ども・保護者からも十分に理解を得た上で、慎重に検討する。「警報」より高いレベルの場合は、訪問先・日時等を考え、再度実施可否を検討する。

《留意事項2》緊急時の対応

不測の事態に備え、緊急時の対応を十分に確認する。

※滞在中、多様な状況にも対応できるよう自校の緊急時・災害時対応マニュアルの連絡体制を見直す。その際、必ず教育委員会にも一報を入れることを加える。

※実施後に感染者が報告された場合は、令和2年7月22日付【事務連絡】「新型コロナウイルス感染症発生時の学校園の対応について(通知)」と同様の対応をする。

検討後の手続きは以下の通り

【届け出】※緊急時・災害時対応マニュアルも必ず添付する。

修学旅行…【市第8号様式の2】を出発日1か月前までに教育委員会へ提出

泊を伴う学校行事(自然体験教室等)…【市第9号様式】を出発日2週間前までに教育委員会へ提出

【変更・中止】の場合

日程・訪問先等の変更や中止が決定した場合、速やかに教育委員会学校支援課へ必ず報告する(報告の方法は、後日連絡)。

県内感染状況と注意報・警報の基準との比較			
指標 分析事項 感染状況 医療体制 ひきこもり状況	注意報		警報
	内容	基準	基準
①新規感染者数 2週連続して6人以上/週発生	2週連続して12人以上/週発生 ※同じ1週間に新規感染者数がその前の新規感染者数と同数か上回る場合は基準に該当	8/11～8/17：2人／週発生 8/4～8/10：7人／週発生 ※同一クラスの一場合は、4人以上は4人とカウント	8/1～8/17：2人／週発生 8/4～8/10：7人／週発生 ※同一クラスの一場合は、4人以上は4人とカウント
②新規感染者数・ そのうち占める 感染経路が不明 な感染者の割合	6人以上/週 かつ 感染経路が不明な人/30%以上	12人以上/週 かつ 感染経路が不明な人/30%以上	3人／週 かつ 感染経路が不明な人が99% ※全部に該当しない
③入院・病床利用者 数	30人以上	60人以上	8人 ※全部に該当しない
④重症者数	5人以上	11人以上	0人 ※全部に該当しない

注意報	警報	
県独自の 緊急事態宣言	宣言する	
県民への 外出自粛要請	県い 民す れも に注 意実 施せ ず、 に要 請す る	地域ごとに 要請する
事業者への 休業要請	要請しない	
小中学校の 休校	要請しない	

図:新潟県の注意報・警報の基準



【事前準備】

事前情報を十分に確保した上で、旅行業者と綿密に打ち合わせを行い、様々なリスクを想定し、万全な対策を講じる。

- 保護者の同意を得る。
- 子どもの実施前健康観察を一定期間行い、参加の可否を決める。
- 直前まで行先・経由地の感染状況・情報を得て、実施可否を検討する。
- 緊急時の連絡体制や感染症対策に必要なものをチェックする。
(緊急連絡のフローチャートの確認とシミュレーション等)
(マスク・消毒液等、子どもが忘れることも想定する等)



【移動手段】

不特定多数の人と接する場合と、そうでない場合等を考慮し、換気と接触の視点から感染防止の策を講じる。

移動の乗り物は、貸し切り状態が望ましい。その場合も、換気の状況や人数等、3密回避の策を十分に講じる。

やむを得ず貸し切りができない場合は、換気状態や人数等状況を十分に考慮し、管理体制を整え、3密回避の対策を十分に講じる。



【活 動】

不特定多数の人と接する場合と、そうでない場合等を考慮し、換気と接触の視点から感染防止の策を講じる。

○集合場所

可能な限り広く開放された場所を確保し、人ととの距離を確保、分散等をする。

○活動場所

貸し切り状態が望ましい。やむ得ない場合は、事前事後の消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保等、十分に策を講じる。

○活動内容

共有物に触れる場合や食品を扱う場合は、消毒等の確認、実施をする。屋外の活動の場合は、特に熱中症対策も十分に考慮（水分の補給、マスクの着脱等）する。



【宿 泊】

不特定多数の人と接する場合(食事・入浴等)と、そうでない場合(部屋等)を考慮し、換気と接触の視点から感染防止の策を講じる。

○集合・活動場所

換気状況を確認し、貸し切りが望ましい。やむ得ない場合は、事前事後の消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保等、十分に策を講じる。

○食事・入浴

貸し切りが望ましい。大声での会話や食事中のアトラクションは可能な限り避ける。複数人で1つの料理を食べる(鍋等)ものは避ける。共有物(ドライヤー等)の使用は控える。水分を十分にとるようにする。

○部屋

部屋同士の行き来は原則しない。また、定期的な換気を行う。

10 宿泊を要する修学旅行・学校行事 【買い物】 【事 後】



【買い物】

店の出入りになるので、不特定多数の人や共有物の接触の可能性を考慮し、感染防止の策を講じる。

- ・事前・事後の消毒の徹底。
- ・時間帯を考慮する。
(混雑しない時間帯の選択、分散した時間差での買い物 等)

【事 後】

活動・旅行中の行先・経由地の状況を把握した上で、感染もしくは感染拡大の可能性がないように考慮する。

- ・活動・旅行後の一定期間の健康チェックをする。
- ・活動・旅行に持って行った共有物の消毒をする。
- ・県内・行先・経由地の感染状況の確認をする。



6月30日(火)までは実施しない

各学校主催の運動会・体育祭については、競技、応援などで濃厚接触が避けられないことから、学校規模を問わず、6月30日(火)までは実施しない。

7月1日(水)～実施する場合に留意すること

- 1 屋外で実施する。
- 2 3密にならない競技、応援、式典になるようにする。
- 3 熱中症対策を実施する(熱中症予防の頁及び通知参照)。

【例】特に、中・大規模校において…

- ・限定した複数学年で実施(小学校1年と6年 等)
- ・競技の工夫(陸上競技記録会、ダンス競技会など、これまでにない内容の検討)
- ・競争中心のスタイルから、運動を楽しむ・運動を見合うスタイルへ変更



実施の可否は学校判断

3条件に照らし合わせ、発生のリスクが高い場合は実施を見合わせる。

留意すること

- ・きめ細やかな活動の見守りを行う。
- ・バス等の移動時において換気を徹底したり、座席の配置を工夫したりする。
- ・密閉した部屋での講義形式の学習を避ける。



健康診断の実施について

- ※各校で会場や実施方法を工夫する。
- ※校内及び学校医・学校歯科医等と十分に協議する。
(会場の変更、換気、所要時間の延長、マスクやグローブの着用、健康観察の徹底、消毒の徹底等)
- ※学校事情により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって健康診断を実施することができない場合には、当該年度末までの間に、可能な限りすみやかに実施する。

(1)学校医・学校歯科医等健診する側の留意点

- ① 健康診断当日の健康状態の確認
- ② マスク・グローブの着用
- ③ 児童生徒等一人ごとに手指消毒の実施

13 健康診断の実施②



(2) 学校側の留意点

- ① 健康診断当日の児童生徒等及び健康診断に従事する教職員の健康状態の確認。当日体調不良の場合は、後日実施する。
- ② できるだけ広い会場で実施する。
- ③ 検査会場は、ドアや窓を開け、換気を徹底する。
- ④ 一度に多くの児童生徒等を検査会場に入れない。
- ⑤ 待機中は、児童生徒同士の間隔を広く開けて、会話せず静かに待つ。
- ⑥ 健康診断をスムーズに実施するため、保健調査の結果や用具の準備を確実に行う。
- ⑦ アルコール消毒を準備する。
- ⑧ 児童生徒等には器材係をさせない。
- ⑨ 健診後、必要に応じて、手洗いをするよう指導する。



○標準時数及び学習内容の実施

- ・今年度の学習は、今年度中に終えることを原則とする。
- ・学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもつて学校教育法施行規則に反するものとはされない。
- ・標準授業時数確保のための土曜授業は、実施しない。



○夏季休業について

- ・7月27日(月)～31日(金)は授業可能。その際、給食を実施することができる。(学校裁量)
- ・8月3日(月)～7日(金)は午前中のみ授業可能。その際、給食は実施しない。見守り体制及び熱中症対策を含め、登下校の安全に留意する。
(学校裁量)
- ・8月8日(土)～23日(日)は授業を実施しない。
(市内一斉)
- ・8月24日(月)からは授業可能。その際、給食を実施することができる。
(学校裁量)



○不足時数の考慮

- ・どの教科で何時間が不足かを確認し、一定期間、短縮7限授業を実施する曜日を決める。

○夏季休業の短縮

- ・前スライドを基に、授業時数を確保するために必要に応じて夏季休業を短縮する。

大規模改修やトイレ改修等工事実施校においては、
工期確保への配慮をお願いします。

○各種行事の精選・縮小

- ・授業時数を確保するために、教育活動全体を総合的に見直す。

14 年間予定の見直し②(感染予防対策)(例)



「身体接触」「密閉した空間での発声」
「学級を越えてのかかわり」を伴う教育活動の実施方法を
検討する

例：個人で行う種目を中心に実施（体育・保健体育）

例：鑑賞を中心に実施、換気を十分にして歌う、屋外で歌う
(音楽)

例：3密を避けた工夫をして委員会活動やクラブ活動を行う

例：調理実習、ミシンを使う単元の実施時期を遅らせる
実施の際は、事前事後の手洗い等を徹底する
(家庭)



○ 感染のリスクが高い運動内容（領域） は感染の流行が収まるまで活動方法を 工夫する。

- ・ D 水泳運動系については、実施しない。
- ・ E 球技（休み時間を含む）は、身体接触が少なくなるように
実施方法を工夫することにより可能となる。
- ・ F 武道は、後期まで実施を見送ることが望ましいが、実施する
場合は、接触を伴う攻防の練習は精選して行い、授業後の手洗い
や手指消毒を徹底する。
- ・ 詳細は、6月11日付け通知新教支405号を参照する。
- ・ 授業（休み時間）の留意点は、「8 部活動」の頁も参照する。

15 校時表・時程の弾力的運用



休校による学習の遅れを取り戻そうとあせらず、子どもの様子をみながら、教育活動を再開する

例：一定期間、短縮7限授業を実施する曜日を決める。

例：15分、30分等の短時間授業を位置付ける

多くの子どもが集まり、密集しないよう、時間帯をスライドさせる

例：学年ごとに時間差をつけた休み時間

例：学年ごとに時間差をつけた下校時刻
(こども見守り隊に連絡)

16 海外からの児童生徒等への対応



海外から帰国した児童生徒等(※)から、
転入学や体験入学の申し出があった場合は、
政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機
を経ていることを確認したうえで、健康状態に
問題がなければ、通常どおり受入及び登校を
させる

※帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域」に当該地域が検疫強化対象国として
追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去14日以内に「入管
法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある児童生徒等

「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」(3月21日現在)は、国のガ
イドラインに従うが、今後変更があり得るので最新の情報に注意する

17 転入児童生徒等への対応



- 本市への住民票異動を確認し、異動を伴わない場合は「区域外就学」の手続きを行う。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言の対象地域から転入等した児童生徒がいた場合、保護者を含めた健康観察の徹底をお願いする。

18 家庭・地域への発信・不安解消



○学校・家庭での共通した感染予防対策

- ・手洗い ・換気 ・咳エチケット の徹底

○学習の見通しの周知

- ・未学習内容への具体的な対応

○健康観察の視点

- ・熱 ・咳 ・だるさ ・息苦しさ の症状に注意
- ・上記の症状がある時は、自宅で休む

○家庭・地域への周知・情報共有・依頼

- ・PTA, コミ協の役員, 学校評議員等をはじめ,
取組内容を積極的に発信することで協力を得る
- ・不安や心配ごとはすぐ学校へ連絡を



19 新型コロナウイルス感染症対策のために不安で学校に登校できない児童生徒等に対する家庭学習

1 家庭学習に関する基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策のために不安で学校に登校できない児童生徒等に対しては、指導計画等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を課すことが求められる。

加えて、児童生徒の発達段階など学校及び児童生徒の実態等を踏まえ、教科書と併用できる教材、動画等を活用した学習を組み合わせて行う。

〈家庭学習の内容の例〉

- ・学校作成のプリント等を活用した学習
- ・新潟市立総合教育センターホームページ「おうちで学ぼう！！」等を活用した学習
- ・NHK Eテレ等のテレビ放送を活用した学習
- ・文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」に掲載されている教材や動画等を活用した学習



19 新型コロナウイルス感染症対策のために不安で学校に登校できない児童生徒等に対する家庭学習

2 学習評価への反映

指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認し、学校における学習評価に反映することができる。

〈学習状況及び成果の把握の方法の例〉

- ・ワークブックや書き込み式のプリントの活用
- ・レポートの作成及びそれに対する教師のフィードバック
- ・ノートへの学びの振り返りの記録
- ・登校日における学習状況確認のための小テストの実施

教師による確認については、提出の時期や方法を工夫したり、学校に登校できるようになつた後における対面での学習状況の確認等を通じて行つたりすることが考えられる。

文部科学省 R2.4.10 「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(通知)より

20 教職員向けのコンテンツ



総合教育センターHPには 新潟市ガイドラインを踏まえた多くの有効なコンテンツがあります。
ぜひご活用ください。

コロナウイルス対策
各校の取組紹介

感染防止の周知・広報

園児への意識付け

園児自身が距離感をもてるよう、日々の活動の中で意識させています。

降園後、毎日手すりスイッチなど人が触るところは消毒の徹底をしています。

新型コロナウイルスの感染に伴う
いじめの未然防止に向けた道徳の授業について
<教師用ガイド(PDF)>

展開例と資料

小学校1(PDF)
小学校2(PDF)
中学校(PDF)

新型コロナウイルスの感染に伴ういじめの未然防止に向けた道徳科の授業について

はじめに

新潟市教育委員会では、児童生徒の新型コロナウイルスに伴う偏見や差別による、「いじめ」が発生することを未然に防ぎたいと考えています。そこで、新型コロナウイルスに関する具体的な事例を扱った道徳科の教材とその展開例を配信します。各校において、これらを活用し、児童生徒が「いじめ」について（こののような考え方や行動はいじめになるのか・なぜ、このようないじめが起きるのか・このようないじめが起こるとどのような結果になるのか・どうしたらこのようないじめを解決したり、防いだりできるのか）を考え、議論する道徳科の授業を行うことで、「いじめ」を許さない、生まない大切さを再認識できるようにしてほしいと願っています。

指導のポイント

児童生徒が、「いじめ」にかかる問題場面において「自分だったらどうするか」と、自分事として考え、それぞれの考え方を出し合い、「いじめ」を生まないためのよりよい考え方、行動の仕方について議論し、自分なりに納得できる考え方をもつことを目標とするようとする。

授業づくりのポイント

「いじめの4層構造（いじめられる子、いじめる子、はやしたてる子、傍観している子）」のうち、第4層「傍観している子」に焦点を当てて、「いじめ」を生まないために、どう行動すればよいかについて、考え、議論するような授業展開とする。

内容項目

公正、公平、社会正義
ねらい
偏見や差別をせず、誰に対しても公正。公平にかかわり、社会正義を実現しようとする態度を育てる。

場面	教師の働き掛け
	「いじめの4層構造、傍観している子に注目して活動的か問題提起／各自お持ちのトピックについても始め



20 教職員向けのコンテンツ

コロナウイルス対策各校の取組紹介

3密防止②(授業教室以外)



ソーシャルディスタンス(2m)の可視化

子どもたちに「対面で会話することが可能な距離」を実感としてつかませるために、廊下や階段に2m間隔でシールを貼りました。

通りかかるたび目にすることで、2mの距離感覚を体感させています。



20 教職員向けのコンテンツ



コロナウイルス対策各校の取組紹介

消毒



全職員による消毒作業

生徒下校後に、職員全員で消毒作業を毎日行っています。隅々まで消毒薬を使って拭き取っています。

校舎全体の消毒作業は多くの時間を要しますが、生徒の安全を守るためにがんばっています。



20 教職員向けのコンテンツ(PTA)



学校と連携し、感染症拡大防止の工夫を

総 会

6月以降に実施。*PTA総会開催 留意事項は発出済。

*PTA会則に沿って、適切な実施方法を検討

(例:PTA役員と教職員による必要最小限の人数)

(例:PTA会員の出席自粛と委任状の活用)

(例:学年・学級単位での分散開催)

(例:書面会議(決議)。会則に規定がある場合でも要相談)

活 動

密集・密閉・密接が同時に重なる活動の回避

屋内で50人以上集まる活動の回避

感染拡大リスクが低い活動

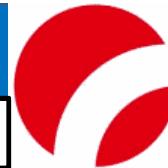
家 庭

家族ができる感染症予防の徹底

21 教育実習等の受け入れ

※管理栄養士・栄養士・看護等全ての実習を含む

NEW



【現状】新教支第665号を参照

2文科教第403号(8月11日)を受けて、教育実習受け入れについては、以下の通りとする

【県内大学在籍の大学生】

○新潟大学・新潟青陵大学・新潟医療福祉大学・新潟県立大学の学生

※附属新潟小・中学校が学校を割り振りしている学生

大学の方針を確認し、教育委員会から後日通知する。

○新潟県内の学生

上記4大学に準じる。※通知前に実習がある場合は、【受け入れる場合の注意事項】を参照

【県外大学在籍の大学生】

校長は、次のことを確認した上で、受け入れを判断する。

- ・教育実習に替わる単位認定方法の有無 ※「無」の場合は、可能な限り受け入れる。
- ・各大学における教育実習を行う際の留意事項や条件等

【受け入れる場合の注意事項】

- ・新教支第665号(その後通知が出た場合は、その通知に従う)を参照し、十分に感染予防対策をして実習に臨むよう伝えるとともに、子ども・保護者に教育実習生の感染予防等の説明をする。
- ・実習開始日2週間以上前には、確実に実習校周辺で生活するように伝え、健康観察と体温測定を行わせ、感染症予防対策を厳重にさせる。
- ・実習開始日2週間前から実習終了まで、新潟県外への移動や大人数が集まる会合等は禁止するように伝え、行動歴を明確にさせておく。

III

- ・ 地域と学校
パートナーシップ事業
- ・ 子どもふれあいスクール
- ・ 学校開放

1 地域と学校パートナーシップ事業



(6/24に「ボランティア受け入れに関するガイドライン」を発出)

1 ボランティア受け入れに係る対応

- ・ 7月1日より、各校の状況(ニーズ)に応じたボランティアへの依頼を可能とする。
- ・ 学校での感染症対策の実施状況を説明し、体調管理やマスク着用(**熱中症対策を優先**)、こまめな手洗いなど、教職員と同様の感染症対策を徹底する。 **NEW(再確認)**

2 ボランティアへの連絡

- ・ 地域教育コーディネーターを通じて、当該ボランティアに上記を伝達してから依頼する。

2 子どもふれあいスクール



(6/19に「ふれあいスクール事業再開に向けたガイドライン」を発出)

1 再開時期について

- ・ 7/1以降、学校の状況に応じ、準備が整ったところから再開する。（夏季休業明けの再開も可）

2 教育委員会との協議

NEW(再確認)

- ・ 運営委員会（学校、運営委員長、PTA、運営主任、地域教育推進課など）で再開時期や活動内容などを検討し、再開前に保護者向け文書を配付する。
- ・ 開始時期未定の学校は、開始日が決まつたら地域教育推進課に速やかに報告する。（消耗品の準備のため）

NEW

※ 現時点で実施可否を検討中の学校については、地域教育推進課に連絡の上、運営委員会を開催して方向性を決定する。

NEW

2 子どもふれあいスクール



3 実施の際の留意点

NEW

- 6／19 発出のガイドラインに則り対応するが、感染症対策の実施について一部、下記のとおり変更する。

- 机、椅子の消毒作業は基本的には不要とする。
- 共用する遊具や用具、大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、これまでと同様に活動終了後に消毒を行う。
- 児童には、「手洗いの大切さ」を十分に指導し、活動前と活動後に石鹼を使った手洗いを徹底させる。

2 子どもふれあいスクール



4 感染レベルを踏まえての対応

NEW

※ 今後、感染状況がレベル3及びレベル2に相当する状況となった場合には、教育委員会より通知する。

○ 「感染レベル2」の状況

- ・ 「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」を避ける。
- ・ 状況に応じ、実施回数や時間の変更などの対応を検討する。
(決定前に、地域教育推進課へ電話連絡をする)
上記の対応をとる場合、学校の管理職と相談の上、早めに保護者に連絡する。
- ・ スタッフ及びボランティアは、同居する家族に風邪症状が見られる場合、活動への参加を控える。

2 子どもふれあいスクール



4 感染レベルを踏まえての対応

NEW

○ 「感染レベル3」の状況

- ・ ふれあいスクールは休止とし、保護者への連絡を早めに行う。
(その後の対応については、地域教育推進課と協議する)

3 学校開放



(6／24に「学校開放事業再開に向けたガイドライン」を発出)

1 再開時期について

- ・ 7／1より学校開放事業を一律、再開する。同日より学校許可による社会体育活動も再開する。

2 活動再開にあたって

- ・ 当該施設を使う児童・生徒の安全を確保するため、利用団体及び利用者は、6／24発出のガイドラインに則り、感染症対策を徹底する。

※ 上記ガイドラインに「感染レベルを踏まえた対応」を付記し、8月中に市HP「学校開放」のページに掲載。

NEW

3 学校開放



3 感染レベルを踏まえての対応

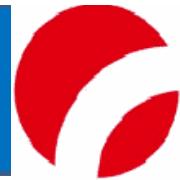
NEW

※ 今後、感染状況がレベル3及びレベル2に相当する状況となった場合には、教育委員会より通知する。あわせて、市HP「学校開放」のページにも掲載する。

○ 「感染レベル2」の状況

- ・ 中央競技団体等が定める各競技別のガイドラインを踏まえ、感染リスクが高い活動を避ける。
- ・ 利用者は、同居する家族に風邪症状が見られる場合、参加を控える。
- ・ 活動を休止する場合、小学校利用団体は学校と運営主任へ、中学校利用団体は区役所担当課へ(臨時利用については学校へ)電話連絡をする。

3 学校開放



3 感染レベルを踏まえての対応

NEW

○ 「感染レベル3」の状況

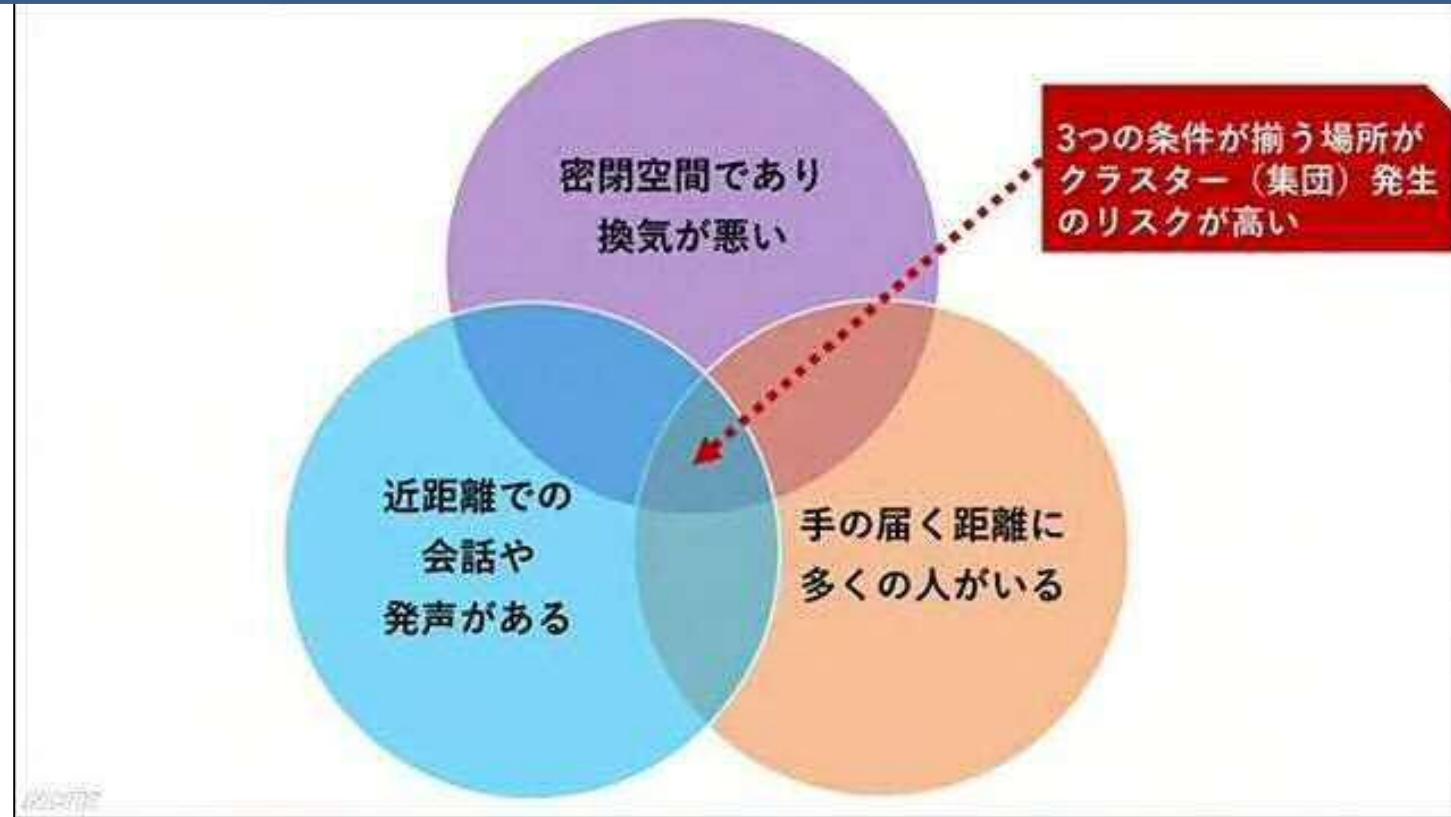
- 学校開放は休止とする。
(「レベル2」であっても、区内等での感染状況により
休止とする場合もある)

※ 今後の学校開放に関する連絡は適宜、新潟市HP「学校開放」のページに掲載する。

IV

放課後児童クラブとの 連携・協力

1 3つの条件を生まない環境づくり



感染拡大防止の観点から、十分なスペースの確保・預かり場所の分散などによる運営を行う必要がある。

学校再開後も放課後児童クラブで子どもが過ごしている様子を実際に確認し、積極的に連携協力する。

2 連携・協力の手順(学校が行うこと)



- ①子どもが過ごす様子をみる
部屋の「空気」を肌で感じる
- ②学校がどのように協力できるか、話し合う
(場所、人数、学年、時間帯、移動方法など)
- ③できるところから、すぐ取り組む

学校と放課後児童クラブの垣根を越えて連携することが、
自校の子どもたちを、感染のリスクから守ることになります！

放課後児童クラブの施設や職員だけで児童の分散が困難な場合、学校の協力が必要となります。

放課後児童クラブの分散による見守りのため、学校の施設開放、多人数のクラブへの人的補助(学級担任以外)に可能な限り協力をお願いします！

問い合わせ先

I 感染症対策編

保健給食課	025(226)3206
教育職員課	025(226)3247

II 教育活動編

学校支援課	025(226)3256
保健給食課(健康診断)	025(226)3206
学務課(帰国児童生徒転入)	025(226)3168

III 地域と学校パートナーシップ事業等

地域教育推進課	025(226)3277
---------	--------------

IV 放課後児童クラブとの連携・協力

学校支援課	025(226)3256
-------	--------------